

つるぎ町こうのとり応援事業

不妊治療を行っているご夫婦を支援するための事業です

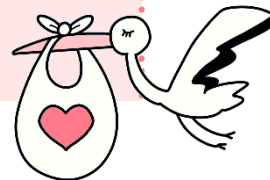
令和5年4月1日以降に開始された医療保険の適用となる不妊治療のうち、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して、1年度につき20万円を限度とし、費用を助成します。

治療費が高額になる場合には、**高額療養費**の制度があります。また、加入されている健康保険によっては、**附加給付**もあります。高額療養費の払い戻しや附加給付の対象になった場合は、つるぎ町こうのとり応援事業の申請時に書類が必要になりますので、申請前には必ずご加入の健康保険者にご確認ください。

対象となる方

令和5年4月1日以降に生殖補助医療を受け、申請日において次の1から5すべてに当てはまる方

1. 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係であること
2. 申請日において、夫婦がつるぎ町に1年以上住所を有していること
ただし、単身赴任等特別な事情がある場合は、申請者又は配偶者のいずれか一方が、つるぎ町に1年以上住所を有していること。
3. 助成の対象となる生殖補助医療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
4. つるぎ町以外の地方公共団体から生殖補助医療の助成を受けていないこと。
5. 夫婦ともに町税等の滞納がないこと。



助成内容

- (1) **対象治療** 令和5年4月1日以降に受けた医療保険の適用となる不妊治療のうち、生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性の不妊手術）
- (2) **対象費用** 対象治療の医療保険適用自己負担額から高額療養費（払い戻し）または附加給付がある場合はその金額を差し引いた額
※不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院時の食事代・個室料、文書料は助成の対象外になります。
- (3) **助成回数** 助成の対象となる生殖補助医療の開始日における妻の年齢と助成回数は次のとおりです。

40歳未満	通算6回まで
40歳以上43歳未満	通算3回まで

申請期限

※申請に来られる際には、事前にご連絡いただくと幸いです。

申請期限は、1回の治療計画による助成対象診療が終了した日から1年以内

ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間に不妊治療を開始した場合、令和7年3月31日までとします。

必要書類

書類名等	注意事項等
<input type="checkbox"/> つるぎ町こうのとり応援事業助成金申請書※	「助成金申請額」の欄は訂正ができないため、申請窓口で確認の上、記載していただきます。それ以外は全てご記入ください。必ず押印してください。（スタンプ印不可）
<input type="checkbox"/> つるぎ町こうのとり応援事業（生殖補助医療【保険診療】）受診等証明書※	受診した医療機関に記載を依頼してください。（発行の度に医療機関にて文書料が発生します。）
【法律上の夫婦】 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（婚姻日の確認ができるもの） 【事実婚の夫婦】 <input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書※ <input type="checkbox"/> 両者の戸籍謄本等（重婚でないことが確認できるもの）	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本は、申請日から3か月以内に発行されたものを持参してください。
【高額療養費の支給あり】〈重要〉 <input type="checkbox"/> （払い戻しの対象となった場合）限度額適用認定証又は明細書等支給額がわかるもの 【附加給付あり】 <input type="checkbox"/> 給付額が確認できる書類等の写し	【附加給付】 <ul style="list-style-type: none"> 附加給付の有無は健康保険者にご確認ください。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>高額療養費制度による給付、附加給付を受けた場合は、申請時に給付額が確認できる書類が必要です。</p> </div>
<input type="checkbox"/> 振り込み先の通帳	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の通帳をご持参ください。
<input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの身分証明ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど） 上記がない場合は、顔写真なし身分証明書2点	
<input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ印は不可）	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に押印した印鑑をご持参ください。

※印の書類は町ホームページからダウンロードできます。
お手元にご準備できない場合は保健センターへお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

つるぎ町保健センター 受付時間：月～金曜日（休日・祝日は除く）午前8：30～午後5：15
住所：美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 68 番地 1 電話：0883-62-3313